

第 4 号議案

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例の件

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 神戸市事務分掌条例 (平成15年10月条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。) 及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(局及び室の設置並びに分掌事務) 第 1 条 地方自治法 (昭和22年法律第 67号) 第158条第 1 項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。 市長室、危機管理室 [略] 企画調整局 (1)～(5) [略] <u>地域協働局</u>	(局及び室の設置並びに分掌事務) 第 1 条 地方自治法 (昭和22年法律第 67号) 第158条第 1 項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。 市長室、危機管理室 [略] 企画調整局 (1)～(5) [略] <u>(6) 企業誘致に関する事項</u>

<p>(1) <u>地域活動の推進に関する事項</u></p> <p>(2) <u>区政及び市民生活に関する事項</u></p> <p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) <u>商業、工業、貿易、観光及び企業誘致に関する事項</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>建設局～港湾局 [略]</p>	<p>行財政局</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>区政に関する事項</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>文化スポーツ局～環境局 [略]</p> <p>経済観光局</p> <p>(1) <u>商業、工業、貿易及び観光に関する事項</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>建設局～港湾局 [略]</p>
--	---

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	別表第6 級別基準職務表（第3条関係）
(1) 行政職給料表級別基準職務表	(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長を補佐する職務
5 級	係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務
8 級	局長又は区長の職務

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長を補佐する消防司令補の職務
5 級	係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	部長の職務

(3)～(7) [略]

(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務
5 級	係長又は担当係長の職務
6 級	課長又は担当課長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務
8 級	局長、区長又は担当局長の職務

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する消防司令補の職務
5 級	係長又は担当係長の職務
6 級	課長又は担当課長の職務
7 級	部長又は担当部長の職務

(3)～(7) [略]

(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務	基準となる職務
----	---------

の級	
[略]	[略]
2 級	係長の職務
3 級	課長の職務
4 級	部長の職務

(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	<p>1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物療技術員、視能訓練士、歯科衛生士又は臨床工学技士の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務</p> <p>2 保健師、助産師又は看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務</p> <p>3 准看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要と</p>

の級	
[略]	[略]
2 級	係長又は担当係長の職務
3 級	課長又は担当課長の職務
4 級	部長又は担当部長の職務

(9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]
4 級	<p>1 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、物療技術員、視能訓練士、歯科衛生士又は臨床工学技士の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務</p> <p>2 保健師、助産師又は看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長又は担当係長を補佐する職務</p>

	し、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、係長を補佐する職務		3 准看護師の職務で特に高度かつ専門的な知識を必要とし、係又はこれに準ずる組織において特に重要な技術的業務を行うとともに、 <u>係長又は担当係長</u> を補佐する職務
5 級	係長の職務	5 級	係長又は <u>担当係長</u> の職務
6 級	課長の職務	6 級	課長又は <u>担当課長</u> の職務

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 3 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 1 条関係）		別表（第 1 条関係）	
(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）		(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）	
附属機関	担任する事務	附属機関	担任する事務
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企画調整		神戸市企画調整	

局指定管理者選 定評価委員会		局指定管理者選 定評価委員会	
神戸市地域協働 局指定管理者選 定評価委員会			
[略]		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(4) [略]		(2)～(4) [略]	

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、<u>福祉局くらし支援課更生センター</u>、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及</p>	<p>(ケースワーク業務手当)</p> <p>第6条 ケースワーク業務手当は、<u>福祉局保護課更生センター</u>、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役</p>

び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局クリーンセンターに勤務する職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(下水処理場汚泥処理業務手当)

第25条 下水処理場汚泥処理業務手当は、建設局下水道部計画課又は水環境センターに勤務する職員で下水処理により発生する汚泥の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(下水道管路維持業務手当)

第26条 下水道管路維持業務手当は、建設局下水道部管路課又は水環境センターに勤務する職員で下水道の管路の維持業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

所支所保健福祉課を含む。以下同じ。)に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(清掃工場業務手当)

第22条 清掃工場業務手当は、環境局クリーンセンターに勤務する技術職員でごみの焼却、処分又は施設の保全等の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額700円とする。

(下水処理場汚泥処理業務手当)

第25条 下水処理場汚泥処理業務手当は、建設局下水道部計画課又は水環境センターに勤務する技術職員で下水処理により発生する汚泥の処理業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。

(下水道管路維持業務手当)

第26条 下水道管路維持業務手当は、建設局下水道部管路課又は水環境センターに勤務する技術職員で下水道の管路の維持業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

職制を改正するに当たり、条例を改正する必要があるため。